

第11回市民協働指針検討委員会 議事録

日 時	平成19年6月6日(水) 18:45～20:45
場 所	202会議室
出席者	<p>委 員 泉谷 清、鎌倉 洲夫、小杉 恵津子、吉田愛子</p> <p>久保 純一、松本 史典</p> <p>恵庭市 企画財政部次長 北林 剛 広報広聴課長 吉田 真俊</p>
<p>1. 第10回委員会議事録確認</p> <p>2. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局： 前回の会議でありました、協働のまちづくりによって、まちがこう変わるといったことを提出していただいたので、それぞれ説明していただきます。</p> <p>各委員： 資料 1～6について説明。(3ページ以降)</p> <p>委員： なかなか文書に出来なかったのですが、消費者協会の相談を受けているが、周りに相談する人がいなくて、相談に来る人が多い。だました人はお金を取れてラッキーと思で、それを相談できないような世の中になっている。だまされる本人が悪いという風潮にもなっている。恵庭に住む市民の市民として、向こう三軒両隣の仲間意識を持てれば、地域性が出てくるのではないかと考えている。</p> <p>委員： お金至上主義がまかり通っていて、お金さえあれば何でも出来て幸せだと考え、それだけのために生活している。</p> <p>委員長： 向こう三軒両隣の考え方が、全てになくなってきている。他人がどうなろうと関係ない。</p> <p>委員： お互いに干渉しないというかプライバシーを守るため近所付き合いも無く、近所にどんな人が住んでいるのが感心を示さない。社会性がどんどん失われている。昔だったら近所のおばさんにしかられるという事があったが、今は、そんなことしたら大変な事になる。そんな中で協働を考えると、市民と行政の協働という前に市民同士の協働について考える必要がある。そうした基本、基盤が出来て初めて行政との協働が出てくるのではないか。</p> <p>委員： 市民同士の協働が考えられない市民が、何か困ると行政にしか言い様が無く、その解決全て行政に頼る事になる。</p> <p>委員： 町内会の関係で、ある区の住民から、草取りやゴミの整理に力を入れるべきだと町内会として市に申し入れるべきだとの電話があった。その後の役員会の席で、先ず何処でそうしたことを考え、実行していくべきなのか、直ぐに何でも行政にというのはいかがなものかということの話したが、一般的な市民の意識はそんな状況だ。同じ町内会の中でも意識にギャップがある。そんな状況で指針を示してもなかなか理解されない。市民同士の問題で、市民が自分たちがやる事やれる事への意識を持つ必要がある。</p>	

- 委員： 今は少数でも協働を理解する人たちが、周りの人に伝えるとか、賛同を得られなくても協働の考え方を示していく事が、時間がかかるかもしれないが重要な事と考える。
- 委員： 仲間を増やしていく事が必要。
- 委員長： 協働のことを考えるとき、町内会は必ず出てくるし重要な位置付けになる。まちをつくる一番の核となる。
- 委員： 一般的に地縁団体である町内会は市民活動団体とは区別されているが、一番市民に近い活動をしている団体で、市民活動の原点として考えるべきだ。
- 事務局： 協働というと市民と行政の2者間の協働と考えてしまうが、本来的には市民同士の協働であり、それがコミュニティの再生に繋がるものと考えている。
- 委員： 行政との繋がりが見えてくる事例で、行政に協力してあげましょうという事でなく、行政側からこんな事やりましょうといった事があればいい。個人個人の繋がりが悪くなっているのはみんな感じていると思うから、それぞれの市民が行政といっしょになって何かをやっていこうという方向を示せればと思う。
- 委員： 今日出してもらった文書をまとめて、協働のまちづくりの姿をこうなる、こうなるという事を示し、市民のサイド行政サイド両方から見る協働を例示する形ではどうか。
- 委員： パンフレットの的なものを作るのか、原案のように文書としていくのか。を決めなければ先に進めない。
- 委員長： パンフレットは、市民に分かりやすく説明するもの。文書的なものも必要。その文書があってパンフレットが出来ることとなる。
- 委員： パンフレットについては、全戸配付したものを基本に、最後の部分に、協働のまちはこうなるという事を加えればいいと考えている。
- 委員長： 結果となる部分が無かったので、今回文書を出していただいた。
- 事務局： 市民に分かりやすく説明するためのパンフレットと、文書としての指針が必要と考えている。パンフレットについては全戸配付のものをベースにこうなる姿を加える。文書はVer. 3をベースに次回までに添削してほしい。パンフのほうは委員長と事務局で案を作る。文書は次回1ページ1ページ修正していく事とする。
- 委員長： パンフと文書は当然整合性の取れたものとする。

恵庭市の協働のまちづくりがすすんだなら

1. 自分の利益のためにではなく、地域・市民全体のためにという視点にたつて問題を解決できるようになる。
2. 批判ではなく、合意点を役所と市民が見つけ出そうとする。
3. 自分たちがどういう街に暮らしたいのかという話題が違和感なく語られるようになる。
4. どこに弱者の人がいる、どこに独居の人がいる、という情報がプライバシー云々ではなくそれぞれが認知するようになる。
5. 挨拶が行き交うようになる。
6. 一緒に考えようと声を掛け合うようになる。
7. 自分が住む場所ということをもっと考えるようになる。
8. 行政にもっと目を向けるようになる。
9. 役所と一緒になにかをと思うようになる。
10. 人が生き生きする街になる。
11. 市民活動がさかんになる。
12. 「こんなことならできるよ」と声を出す人がでてくる。
等、助け合うことが特別なことではなく、自然になっていくこと。無関心では無くなること。を思い浮かべました。
こうだったらいいのにな、、、という感じです。

以上

「自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう」。これは、恵庭市民憲章の一つにある、まちづくりのための市民みんなの合い言葉です。これをいつも心に留めていたり、唱えたりはしていませんが、今では、市民一人ひとりが、汗を流し、知恵を出し合って、緑のまち、花のまちえにわ、として全国に知られるまでになりました。しかし、まだまだ充分とは言えません。まちの隅々には、手を加えたりしなければならぬところも少なくありません。これからも、

春、家の前にゴミがあれば、分別して拾います。また、町内会のごみ拾いに参加したり、分別の困難な人のお手伝いなどをします。その時、市役所や議会も汗を流します。

夏、家の周りの雑草を取り除いたり、花や街路樹などの世話をします。また、近くの遊園地や公園を見回って安全を確かめます。その時、市役所や議会も知恵を出します。

秋、家の前の側溝に落ち葉がたまっていれば取り除きます。また、危険な道路がないか街灯はどうかなどを確かめます。その時、市役所や議会も汗を流します。

冬、家の前の雪かきをしたり、除雪の困難な人に声をかけます。また、通学路や交差点の安全確認や、除雪・排雪などで協力します。その時、市役所や議会も知恵を出します。

これが協働なのです。市民一人ひとりができる協働なのです。

また、集めたごみの行方はどうなっているのでしょうか。除雪や排雪をどのようにすれば安全な道路が確保されるのでしょうか。これを真剣に考えて、市民・市役所・議会が情報を共有して、解決する方法を探り、実行に移します。これが協働なのです。この協働をもっともっと広め、深めて行くために、さらに、市民・市役所・議会が汗を流し、知恵を出し、お金を有効に使って、「すみよいまち えにわ」をつくっていきましょう。

市民・市役所・議会が共に助け合ってまちづくりを進めて行く未来の恵庭は、

空気がきれいな、花、緑いっぱいのもちになります。

健康なからだで、楽しく仕事ができるまちになります。

きまりが守られ、安全で住みよいまちになります。

知性がたかまり、文化ほこれるまちになります。

おたがいに尊重しあう社会となり、それが近隣へと広がっていきます。

市民協働指針

No.

どんな社会を望めるか

Date 07.6.14

防災の視座で

何も起らないのが一番ですが、道内で大竜巻により家が飛ばされたり、強風で患庭の木が倒され、支笏湖・札幌・旭川(見本村)などでの倒木を目の当りにして被害が広範囲だった事に驚きました。

奥尻島の大津波、阪神・淡路、新潟の大地震、そして今回の輪島などの能登半島の被害、それがこの街に起らない保障はありません。

南極の氷が融けているとの報道がある中、雨が何日も降り続いたり、降らない日が続いたりすると思わぬ災害が起こるのではと気がかりです。

新潟地震の時、一人暮らしのおばあさんが生き埋めになり、「この辺で寝ていたはず」の声で隣家にシヨベルカーを動かすより確実に助け出せた。水道が止ってしまい、〇〇さんの井戸がこの辺に合ったはずと探して地域住民の水源地として活躍した事。

姉妹都市の提携も行政と市民が一緒になって交流を重ねてきた事で何か合った時、親身になって配し支援に乗り出したのは、どこに交流を重ねてきた笑顔が合ったからと地震にあった台湾にすぐに行き、何を支援したらよいか確認してきた人の話を聞いた事があります。

街が壊滅的な状況になった時、人々は助け合い、協力し合い行政機能の快復を願ひ、頼りにしながら共に協力し合い街づくりに向って行く。環境の整った人、元気に変わった人がまたの人に手を差しのべて行く。そんな市民の力を貸して行政の指揮のもと街が甦っていく。子どもたちを危険な事から守ろうと自主的に作らせたパトロール隊、困っている人への助け合い、趣味で一緒に学んだ人々、市内の集りで会えた人々の笑顔、人向っていいなと思った時々…。いざという時、その楽しかった街、元気を街に戻りたいと思ひ立ち上る。一人ひとり孤独にならず、一緒に頑張っていく街づくり、それは普段何げなく共に支え合って暮らしてきたからこそできる事だと思ひます。

多種多様化している現在、行政のできる事も限界があります。自分たちのできる事は何だろう。こんな事ができる。こうしてみようと共に考え、広め、住みよい街にしていこうと行動していく人が増え続けていく事で街がもっと元気になっていく。そしてもっと楽しんで暮らしたいと思う。そんな街になっていくと、何か合った時に、あの街に戻りたいという、エネルギーに戻るはずだ。

いま、行政と市民が共にできる事から始めようと動き出しています。それは、いざという時の市民の貯金のような気がします。

人がふれあい

互いに協力しあう温かいまち えにわ

目指す恵庭の都市像「水・緑・花 人が触れ合う生活都市 えにわ」の実現をめざし、市民と行政が知恵と力を出し合い、互いに協力してまちづくりをします。

市民協働指針は、恵庭市第四期総合計画との整合性を図り、市民と行政、そして議会の役割と責務を認識し、共有の情報をもとに恵庭市まちづくり基本条例の制定に向けて「協働のまちづくり」を、下記（添付）のように提案します。

添付 恵庭市まちづくり基本条例制定にむけて

恵庭市まちづくり基本条例制定に向けて

まちづくりの「基本理念」は、市民が「情報（知る権利）」を共有し、一人ひとりが自ら考え、行動することによって「自治の基本」が成り立つのである。

即ち、自分たちのまち「恵庭市」のまちづくりには、市民は、必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有し、そのことによって参画協働の権利と責任が発生し、自治の実現を図って「誇りあるまちづくり」を創造することが目的である。

1 市民の役割と責務

私たち市民は、まちづくりの重要な担い手となって、地域の役割を認識し、主体的に地域を守り、育てていかなければならない。

そして、市民は、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 議会の役割と責務

議会は、市民の代表として構成されるまちの「意思決定機関」である。

☆ 役割は、

市の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限がある。

☆ 責務

議決機関としての責任と広く市民から意見を求める努力をする。そして、主権者である市民に対し、議会の意思決定の内容及びその経過を説明しなければならない。

また、議長は、議員に対し質問及び意見を述べ、討議をさせなければならない。

更に、議会は、原則的に「公開」であるが、「非公開」の場合は、その理由を公表しなければならない。

会期外活動は、市政への「市民の意思」の反映を図るため、調査及び検討、政策会議などをしなければならない。

一方、議員は、市民から選ばれた公職者として自ら研鑽し、公益のために行動しなければならない。そして、政策提言や立法活動に努めなければならない。

3 市の役割と責務

☆ 市長の責務

市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として「まちづくり条例の理念」を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努める。

☆ 恵庭市役所

執行機関（恵庭市役所）は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

また、市民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用して、積極的に法務活動を行なう。

☆ 恵庭市役所の職員

職員は、まちづくりの専門職として、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、市民相互の連携が常に図られるように努める。

4 市民と協働のまちづくり

市は、まちづくりの計画、実施、評価等の各段階に、市民が参加できるように配慮し、情報提供に努める。

そして、「総合計画」と「まちづくり基本条例」との整合性を配慮し、計画相互間の体系化に努める。

更に、市長は、予算の編成及び決算については、市民に対し十分な情報の提供に努めるとともに、市の財政状況、予算の編成過程が明らかにしなければならない。

☆ 評価

市は、まちづくりの再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

また、まちづくりの状況変化に照らし、最もふさわしい方法を検討、改善しなければならないし、市民の参加の方法を考慮する。

高齢の夫婦二世帯で、ご主人の行方がわからなくなりました。残された奥さんは、警察に届けましたが、警察では一般の家出人として扱い、特に探す事はしませんでした。近所に相談する人もおらず、一人で心配しながらそのまま数日を過ごしましたが帰ってきません。その後、近くの市議会議員にその事を伝え、状況がやっと市役所に伝わりました。市役所では、防災無線を通じて市民に行方不明の状況を伝えましたが、残念ながらご主人は遺体で発見されました。こんな事件が実際に恵庭で起きたのです。自助と公助の間の共助が機能していれば、それぞれがうまくつながっていたら。

高齢化が進み、高齢者世帯が確実に増えていきます。全ての家庭の無事を常に気にかける機能は行政だけではまかなえません。しかし、命を守り安心して暮らすため、その機能は今後益々必要になります。

そうした機能を行政といっしょに担うのが市民と行政の協働です。協働のまちが出来れば、こんな悲しい事件はきっと無くなります。

協働によって
きれいなまちが
できる

地域・行政・学校が
連携して、子どもや
子育てにかかわる
(コミュニティスクールなど)

協働によって
市民活動や地域の活動が
活発になる

美しく、やすらぎとうるおいのあるまち、安心して子育てのできるまち、生き生きとした暮らしのできるまち、そして心の豊かさと人のつながりを育むまち。それが協働のまちづくりです。

協働によって
多くの知り合いや
仲間ができる